

ノングルテン米粉を使用した加工品登録申請書

令和 年 月 日

日本米粉協会 殿

申請者
所在地 〒
法人名
代表者名
所在地
電話番号
e-mail

ノングルテン米粉を使用した加工品登録のため、ノングルテン米粉を使用した加工品登録要領に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1. 登録申請製品名

2. 添付書類

- (1) 原材料となる米粉は、全て「米粉製品のノングルテン (Non-Gluten) 認証要領」に基づきノングルテン米粉製品の第三者認証を取得した米粉を使用するとともに、ノングルテン米粉を主たる原料(無水物換算 51%以上)として使用し、食品表示法上の小麦に係る特定原材料表示が不要な加工品であって、大麦・ライ麦・オーツ麦を原料として使用していないものである等、原材料表示資料。
- (2) 加工品のサンプルを検査機関に送って分析検査し、食品表示法に基づく、小麦に係るアレルギー表示を必要としないことを確認した加工品であることを証明するもの。
- (3) HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行い製造された加工品であることを証明するもの。(※HACCPが施行される2020年6月までは計画書とします)
- (4) 日本米粉協会が主催する講習会を、品質・衛生管理責任者が受講したことを証明するもの。

以上